

00	09	03	002	永年保存	起案	平成年月日	決裁	平成年月日
議長	副議長	事務局長	次長	主査	主査	担当	文書取扱主任	

第11回 厚生常任委員会 会議録

開催年月日	平成20年2月18日(月曜日)	開会:13時30分	閉会:18時51分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	山口、荒木、渡辺、酒井、堀、堀田、議長、 委員外議員～窪之内、清水、本間、大谷、水口	事務局	飯沼事務局長 田湯副主幹 寿崎主任主事
欠席委員	なし		
説明員	別紙のとおり		
議件	別紙のとおり		
議事概要	1 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。		
	(1) コンピュータシステムの稼働について		
	追加○高等看護学院条例の一部を改正する条例について		
	追加○医療機器3社の排除措置命令について		
	(2) 平成19年度一般会計補正予算について		
	(3) アライグマ対策講習会の開催について		
	(4) 北興化学公害防止対策協議会の開催について		
	(5) 前回委員会の資料請求について		
	(6) 平成19年度国民健康保険特別会計補正予算について		
	(7) 平成19年度一般会計補正予算について		
	(8) 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の改正について		
	(9) 後期高齢者医療制度の施行に向けた取組状況について		
	(10) 平成19年度補正予算について		
	(11) 条例改正について		
要	(12) 滝川市障がい者計画について		
	(13) 敬老特別乗車証の見直しについて		
	(14) 滝川市社会福祉事業団について		
	(15) 生活保護費不正受給にかかる経過について		
	2 第1回定例会以降の調査事項について		
	9番に後期高齢者医療事業についてを追加することに決定した。		
	3 その他について		
	なし		
	4 次回委員会の日程について		
	正副委員長に一任することとした。		
上記記載のとおり相違ない。		厚生常任委員長	山口清悦印

平成20年2月15日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成20年2月5日付け滝議第190号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願ひします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合もありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願ひします。

記

滝川市長の委任を受けた者

市民生活部長	狩 野 道 彦
市民生活部くらし支援課長	中 本 隆 之
市民生活部くらし支援課主幹	樋 郡 真 澄
市民生活部くらし支援課副主幹	南 均
市民生活部くらし支援課副主幹	赤 松 恒 夫
市民生活部くらし支援課副主幹	千 葉 豊
市民生活部市民課長	立 野 公 久
市民生活部市民課主幹	寺 崎 りえ子
市民生活部市民課副主幹	菅 原 正
市民生活部市民課副主幹	中 川 祐 介
市民生活部市民課主査	堀 勝 一
市民生活部市民課主査	梅 津 敏 彦
保健福祉部長	居 林 俊 男
保健福祉部参事	佐々木 邦 義
保健福祉部福祉課長	橘 弘 恭
保健福祉部福祉課副主幹	工 藤 恒 裕
保健福祉部福祉課副主幹	高 田 和 昌
保健福祉部福祉課主査	越 前 充
保健福祉部福祉課主任主事	須 藤 公 夫
保健福祉部子育て応援課長	佐々木 哲
保健福祉部子育て応援課主査	鈴 木 百合子
保健福祉部子育て応援課主査	菅 野 尚 美

保健福祉部子育て応援課主任主事
保健福祉部介護福祉課長
保健福祉部介護福祉課副主幹
保健福祉部介護福祉課主査
保健福祉部介護福祉課主査
保健福祉部介護福祉課地域包括支援センター副所長
保健福祉部健康づくり課長
保健福祉部健康づくり課副主幹
市立病院事務部長
市立病院事務部事務課長
市立病院事務部事務課改築準備室長

高橋 伸明
山崎 猛
国嶋 隆雄
米澤 敬子
深村 栄司
佐川 もつ子
金野 正博
織田 恵子
東 照明
鈴木 靖夫
菊井 弘志

(総務部総務課総務グループ)

第11回 厚生常任委員会

H20.2.18(月)13:30~
第一委員会室

○開会

○委員長挨拶(委員動静)

1. 所管からの報告事項について

《市立病院事務部》

(1) コンピュータシステムの稼働について

(資料)

《市民生活部》

(2) 平成19年度一般会計補正予算について

(資料) くらし支援課

(3) アライグマ対策講習会の開催について

(資料) //

(4) 北興化学公害防止対策協議会の開催について

(口頭) //

(5) 前回委員会の資料請求について

(資料) 市民課

(6) 平成19年度国民健康保険特別会計補正予算について

(資料) //

(7) 平成19年度一般会計補正予算について

(資料) //

(8) 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の改正について

(資料) //

(9) 後期高齢者医療制度の施行に向けた取組状況について

(資料) //

《保健福祉部》

(10) 平成19年度補正予算について

(資料) 福祉課・子育て応援課・介護福祉課・健康づくり課

(11) 条例改正について

(資料) 福祉課・子育て応援課・介護福祉課

(12) 滝川市障がい者計画について

(資料) 福祉課

(13) 敬老特別乗車証の見直しについて

(資料) 介護福祉課

(14) 滝川市社会福祉事業団について

(資料) //

(15) 生活保護費不正受給にかかる経過について

(資料) 福祉課

2. 第1回定例会以降の調査事項について~別紙

3. その他について

4. 次回委員会の日程について

○閉会

第11回 厚生常任委員会

H20. 2. 18(月) 13:30~

第一委員会室

開会 13:32

委員動静報告

委員長

全員出席。議長出席。委員外議員～窪之内、清水、本間、大谷、水口。

UHB、HTB、空知新聞社、北海道新聞、読売新聞、朝日新聞の傍聴を許可。

1 所管からの報告事項について

(1)コンピュータシステムの稼働について

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わった。質疑はあるか。

職員の操作訓練も必要だが、初めは患者もどうやってやるのかわからない。患者への対応はどうするのか。

3月15日に内部でリハーサルを行う。模擬の患者も準備し、患者の受付段階からすべてやり、そこで職員には周知をする。3月31日から当分の間、職員が受付に張りつき、患者に説明をしていく。お年寄りの方がかなり多く、紙を渡してもわからない部分もあると思うので、朝から順番を決め職員が待機をして一人一人に説明をしていく予定である。

他に質疑はあるか。(なし) 追加で2点、部長より口頭説明願う。

○高等看護学院条例の一部を改正する条例について

一定で高等看護学院条例の一部を改正する条例を出させていただく。病院改築の関係で、高等看護学院が現在の新町の准看護学院跡地に移転するため所在地を変更する条例である。医師会は、詳細についてほぼ合意がされている。基本的には、医師会が所有する建物の1階及び2階を合わせた902.5平方メートルを無償で滝川市に貸してもらう。1階、2階の全部を使わなければ学院の機能が果たさないこともあります、医師会の事務所も出でいかなければならない。その代替として総合福祉センター2階、事務室58.86平方メートルを使っていただく。これについては無償で使用するという考え方である。総合福祉センターの部分については行政財産使用料がかかるが、これについては将来的に指定管理者などいろいろ想定されるので、病院事業会計で予算措置をして対応していくと考えている。これらの使用貸借契約については、高等看護学院として准看護学院の建物を使う期間、存続させる。それを使用しなくなった時点で使用貸借契約を終了する。1階に振興公社の所有する部分が一部ある。面積は108.5平方メートルあるが、これは振興公社から賃貸借する考えで現在進めている。

○医療機器3社の排除措置命令について

新聞報道などで既に周知のことと思うが、北海道大学が発注した特定医療機器の入札に関して、公正取引委員会から排除措置命令が出た。内容としては、北海道大学がメーカー、機種を指定して入札をした特定の医療機器について、法に抵触するような部分があるという排除措置命令である。今そういうことは行われていないが、以前にそういうことがあったということで、今回はあくまでも医療機器だけであり、それ以外の単価契約については除外されている。現在滝川市としての対応を検討中である。ほとんどが市立病院の取引であり、市立病院は指名登録制度をやっていないが、取引停止についてはそれに準じて検討をしていきたいと思っている。今回の公正取引委員会の排除措置命令は、特定医療機器に限定されており、それ以外の医療診療材料等にも拡大すると病院

	の診療に非常に影響が及び価格の競争性が保たれなくなることも想定されるので、今回の排除措置命令に準じて医療機器の取引停止を行いたいと思う。対象は、竹山、ムトウ、サイメンの3社である。この3社について内部で最終的な詰めを行い措置したいと思う。途中経過ではあるが、報告をさせていただく。説明が終わった。質疑はあるか。
委員長 酒井	特定医療機器とはどのようなものなのかを伺う。かなり大手の会社であり、滝川市立病院でもかなり占めていると思う。影響なども含めて説明願う。
東部長	今回公正取引委員会から出されたのは、平成16年4月以降、北海道大学で行われた1件500万円以上の医療機器であり、メーカーが指定されたものである。当方としては備品としての医療機器を対象としたいと考えている。今のところ滝川市の基準によれば2カ月の取引停止なので、これに準じた形で行なっていくと考えている。
委員長	他に質疑はあるか。(なし)
	(1)と追加案件について報告済みとする。(2)から(4)について説明願う。
中本課長	(2)平成19年度一般会計補正予算について (別紙資料に基づき説明する。)
赤松副主幹	(3)アライグマ対策講習会の開催について (別紙資料に基づき説明する。)
赤松副主幹	(4)北興化学公害防止対策協議会の開催について 平成19年度の定例の会議が先週2月14日に開催されたので、その概要について報告をさせていただく。会議の前段に北興化学工業から水銀を含むP.O.P.s農薬無害化処理の実証実験の結果、道内で実施することができると承認されたとの報告があった。2点目は、例年実施している周辺井戸の分析結果について、毎年同様水質には問題がないとのことであった。また20年度において農薬の処理に対する国及び道の補助が難しいとの報告がされた。その後、道の食の安全推進局担当者からは、埋設農薬の処理に関して平成18年度に国から道へ税源移譲されたが、道は補助が難しく国に対して平成21年度以降の事業展開を要望したいという見解が示され、最後に委員からは、農薬の安全管理、早期の農薬無害化処理について要望が出された。昨年度は10月5日に会議が開催され、翌月27日の厚生常任委員会で報告をさせていただいた。このとき農薬の無害化処理が立証されれば、19年度に20年度に向けた実施計画を立てると報告をしたが、先ほど申し上げたとおり20年度の補助のめどが立たないことから、引き続き北興化学農薬処理組合より道へ農薬処理の補助を要請し、早期実現に向けて取り組むことになっている。
委員長 酒井	説明が終わった。(2)については議案関連なので留意願う。質疑はあるか。北興化学について伺う。無害化について説明があったが、先ほどの説明では20年度の補助のめどが立たないということで、幾分足踏み状況にあるのかなと感じた。20年度以降の補助獲得に向けた取り組みなどが現在どのようにになっているのか伺う。
中本課長	口頭で報告を申し上げたとおり、税源移譲により国から道に権限が移譲されているが、それに基づく費用を補助の対象とするのは難しいということを聞いていた。また北興化学自体も独自に農水省へ行き、補助の関係を復活させてほしいという申し入れをしている。今後もその申し入れをしたいとのことである。北興化学では18年度に特別損失としてその処理にかかる費用を計上しており、全国では約10億円の特別損失を計上し、処理に要する費用を確保していると聞

- いている。これについては、プレスリリースもされている。
- 委員長 他に質疑はあるか。
- 窪之内委員外議員 アライグマの件だが、毎年講習をしなくてもいいと思う。免許がない場合、毎年必要なのか。対象地域の農家がふえているわけではないと思うのでその辺について昨年の捕獲数を含めて伺いたい。また、アライグマがかからずにタヌキが入ってえさだけを持って行くので、かなりタヌキに迷惑をしていると聞いている。わなのかけ方などその辺の実態に合った講習が行われているのかも伺う。
- 赤松副主幹 市の取扱要領では、捕獲期間を1年以内と定めており、年1回開催する講習会には参加していただいている。捕獲数については資料にも書いてあるが、19年度は滝川市内で9頭捕獲している。タヌキが多くかかるが、有害鳥獣ではないので、捕獲しても薬殺ということにはならない。農家の方からはアライグマとタヌキの違いを聞かれることもあるので、講師には毛の色などタヌキの特徴やアライグマとの違いを詳しく説明してほしいとお願いをして講習を行っている。
- 窪之内委員外議員 タヌキとアライグマの違いはわかる。タヌキがわなに入ってえさを全部持って行ってしまうので、アライグマがかからなくなってしまう。その辺の工夫ができないものか。講師の方にお願いをして説明していただければと思う。答弁はいらない。
- 委員長 他に質疑はあるか。(なし)
- (2)から(4)については報告済みとする。(5)から(9)について説明願う。
- (5)前回委員会の資料請求について
(別紙資料に基づき説明する。)
- 堀主査 市立病院の手術件数について報告させていただく。18年度事務概要に載っているが、これはギプスを除いた手術件数で合計1,687件あった。1月までの合計については1,687件のうち1,380件である。19年度については1月まで1,268件であり、マイナス112件である。内訳としては、内科が6件でマイナス2件。小児科が1件で1件増。外科が248件でマイナス10件。整形外科が590件で13件の増。皮膚科が23件で23件の増。泌尿器科が205件でマイナス23件。耳鼻咽喉科が0件でマイナス20件。眼科が195件でマイナス94件である。
- 立野課長 (6)平成19年度国民健康保険特別会計補正予算について
(別紙資料に基づき説明する。)
- 堀主査 (7)平成19年度一般会計補正予算について
(別紙資料に基づき説明する。)
- 立野課長 (8)健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の改正について
(別紙資料に基づき説明する。)
- 立野課長 (9)後期高齢者医療制度の施行に向けた取組状況について
(別紙資料に基づき説明する。)
- 中川副主幹 説明が終わった。(6)から(9)は議案関連なので留意願う。ただし(9)においては資料1、4、5は議案関連外である。質疑はあるか。
- 委員長 ① 国保に関して伺う。既に国保については住民説明会がそれぞれの会場で行われているが、その中で特に国保の値上げに関してどのような意見が出されているのか概要について伺いたい。
- 酒井 ② 前回清水議員が質疑をした件だが、道内35市に対して調査を行った結果、下げる予定の都市が3市あったと答弁されていた。それらの市ではなぜ下げる検討がされているのか調査をするという当弁だったと思う。どのようになっているのか伺う。

③ 税率改正の中身を見ると、かなり影響のある部分、それなりに影響のある部分がそれぞれ出されている。所得 250 万円で資産ありの部分を見ると、9,400 円上がったり、10,800 円上がったりと恐らく収入 400 万円弱の方だと思うが、こうした中間の層の方にかなり影響があるようだと思う。こうした見方について再度説明願う。

④ 当初予算の対比表が出されている。国保においては対比して見られるわけだが、全体の一般会計も含めた対比という面ではわからない部分が多い。一般会計も含め対比したもので説明ができないものか。

⑤ 後期高齢者と国保をあわせた住民説明会を行っていると思うが、後期高齢者の関係ではどのような意見が出されているのか。それに対してどのように答えてているのかを伺う。

⑥ 老人クラブ、出前講座などさらに PR を実施するということだが、これについても同様にどのような意見が出されているのか伺う。

立野課長

①⑤ 住民説明会をこれまで 3 回ほど開催させていただいた。その中では、税の公平負担について真面目に支払っている方がばかをみるようなことのないようにやっているのかという質問があった。収納率については、昨年並みの収納率を上げて頑張っていきたいということで答えた。後期高齢者の支援金の関係についてだが、自分が支払う医療費のほかは国が 5 割、支援金として現役世帯から 4 割という負担の中身であることの説明をした。国民健康保険の各保険者においては、介護支援金という形の中で新たな項目ができ、医療費分を基礎賦課分と後期高齢者支援金分との 2 つに分け、その支援金分を後期高齢者へ負担をしているということも説明させていただいた。また後期高齢者医療制度や今回の改正に対して不満の意見もあった。昔は老人医療費として無料だった時期もあったが、だんだん医療費が増額になり、こういう制度に変わってきた。今は老人に対して独自な医療体系を設けていくことになり、早く死ねと言うのかといった意見もあった。きめ細かい医療制度に変わっていくという説明もしたが、老人は負担も大きくなり、独自の医療体系と言いながらも丸め込まれるみたいだというような不満もあった。こちらとしては、今回の改正で大きく変わったので、ぜひ理解願いたいと説明させていただいた。

中川副主幹

⑥ 老人クラブなどでどのような意見が出ていたかということだが、年金から徴収されることに対して、それはないだろうという意見をどこの会場でも多く耳にする。説明としては、実際に医療機関でどういったやり方になるのかなど、皆さんのが体験するようなことを想定して説明させていただいている。ほかの意見では、ネーミングが悪いということも言われる。後期高齢者とは私たちをばかにしているのか、この名称は何とかならないのかという話を数カ所の会場で聞いている。それについては何かの機会があったときには、議員の皆さんからも上のほうへ働きかける等やっていただきたく思っている。

堀 主査

② 釧路市以外にも下がる自治体があり、確認させていただいたので、その状況ができる範囲で話したいと思う。単純に医療費制度の改革だけではなく、釧路市で言うと市町村合併が行われている。今回提出した空知管内の表を見ていってもわかるように、町村に行くと医療費が非常に安いところが多い。合併をすることにより最初は不均一課税でそれぞれの自治体ごとに課税をしているが、将来的に合わせていくことになる。今回の考え方も旧釧路市としては下がることになるが、そのほかの 2 町についてはやはり上がることになる。今回の医療制度だけで下げている動きではないということだった。ほかの下がると

ころにも聞いてみたが、所得割を下げても均等、平等割を上げてバランスをとるといった自治体もあった。私が聞いた範囲の中では数字的に上がるところがやや多く、介護も含めて据え置きというところも結構あった。現在数字で把握しているところを申し上げると、上げる方向のところが8、横ばいが6、下げる方向が5の自治体ということになっている。滝川も同じだが、総体的には現在の医療分を医療分と後期高齢者支援分に分けて余り影響が出ないようにしている。ただ滝川市は平成18年度決算で介護が1,700万円なので、医療分については2つに分けてもさほど影響がない状態にするが、やはり介護分の赤字はこれ以上大きくならないために、20年度はそれに見合う引き上げを行いたいとするものである。

③ 中間所得者の負担だが、医療分の所得割については今回は上げていない。介護分の必要最低限分 0.4%を上げさせていただきたいという提案である。影響額が多いのは、むしろ中間所得層よりも400万円以上の高い所得者層であり、上限を超えてくると人にもよるが、6万円くらいの影響額がある世帯が200世帯を超える状態である。中間所得層に余り大きなしわ寄せにならないように考えている。理解願いたい。

立野課長

④ 一般会計を含めた影響額だが、今の段階では国保単独で説明してもわかりづらい部分があり、新たにできた後期支援特別会計や老人特会などそれぞれ別れた部分でどれだけ減ってどれだけふえるのかというのは今のところつかみきれていないところがある。わかった時点では話ができると思うが、今のところはできかねる。

酒 井

中間所得層にしわ寄せにならないようにということだった。高額所得者の方が6万円に上るのはわかるが、たくさん所得のある方が6万円上ると、中間所得の方が1万円上るとでは、やはり比率から見ても大きな差があると思う。そうした中で、一般会計からの独自繰り入れを検討されるべきではないかと思っている。今までも予算、決算委員会などで伺っていることだが、値上げをさせないために検討すべきだと思うので、改めて考えを伺う。

狩野部長

一般会計からの繰り入れの検討についてだが、今回医療制度が大きく変わる中で、基本的に国保会計はその会計の中でできるだけ努力をしてやっていきたい。もちろん市の努力もいろいろと考えなければならないと思っている。収納率は前年度より上げていく努力が当然必要だし、一般会計に求めなくとも何とか国保会計の中で基金を設けられるような体制のもとで、健全な収支を図っていきたいと思っている。正直申し上げて、今回の医療制度改革において20年度の総体を見据えないと、結果的にどうなるのか心配がないわけでもない。したがって基本としては先ほども申し上げたとおり、健全な収支でやっていきたいし、また結果がどうなるのかも見据えていかなければならぬと思っている。

他に質疑はあるか。

委員長 渡 辺

住民説明会用のプリントを出していただきたかった。前回の要望を十分そしゃくしてやっているのではないかと思うが、いかがか。

立野課長

住民説明会用の資料については、後ほど配付させていただく。流れとしては、最初に部長からあいさつを申し上げ、その後私から説明をさせていただいた。そして後期高齢者医療制度について説明、質問時間を少し持ち、国民健康保険制度の改正について説明をさせていただいている。中には質問時間が30分を超えるものあり、私は説明したつもりだが、なかなか理解を得られないといった部分があるのかもしれない。一応スライド等により説明をさせていただき、資

- 委員長 清水委員外議員 料等についても提供させていただいている。
他に質疑はあるか。
- 堀主査 清水委員外議員 資料の確認をしたい。収入段階別についてだが、この33万円、50万円、80万円というのは、収入、所得のどちらなのか。非常にわかりにくい。給与控除などは計算式があり、こういうのは給与収入でつくらないとわからない。
- 所得である。
- 35市について所得250万円で比較をしている表があるが、滝川市は11位で、既に上位3分の1である。1,000円の値上げということで順番的には余り変わらないと思うが、さらに上位へ行くということになる。今回の値上げのほとんどは介護分なので、そこに着目すると赤平が9万円、札幌が8万4,000円、介護施設の充実したところや交通の便のいいところが高く、滝川市が6万3,800円である。今後さらに介護の利用がふえていくとすれば、6万3,800円が今後10万都市に近づいていく可能性があるのか伺う。
- 堀主査 所得250万円を収入で申し上げると380万円である。介護第2号の納付金の求め方だが、これは自治体ごとに違うということではなく、全国ベースで割り返しされる。全国一律に、要した費用、人数を掛けて求められるものである。積算根拠は札幌市であっても滝川市であっても同じだということを理解いただきたい。
- 清水委員外議員 収入380万円、夫婦で子供なし、40歳から64歳を平均と見るのは、滝川市で言えば妥当なところなのかなと思う。人数割りや65歳以上の人口割りなど滝川市の数字の何が高くなれば赤平市や札幌市のように高くなるのか。その辺を説明願う。
- 堀主査 介護第2号、40歳から64歳の1人当たり負担見込額は国が試算をして出しており、精算のときには決算額、予算のときには見込額、いずれも国が一律的に示すものである。そして40歳から64歳までの加入している人数によりその年に納める介護納付金が決まる仕組みになっている。40歳から64歳の方の加入が、全体の中でどのくらいの割合を占めているのかが、大きな要素になると思われる。
- 他に質疑はあるか。(なし)
- 委員長 (5)から(9)については報告済みとする。15時15分まで休憩する。
- 休憩 15:04
再開 15:16
- 委員長 再開する。(10)について説明願う。
- (10) 平成19年度補正予算について
- 佐々木参事 (別紙資料に基づき説明する。)
佐々木課長 (別紙資料に基づき説明する。)
山崎課長 (別紙資料に基づき説明する。)
金野課長 (別紙資料に基づき説明する。)
- 委員長 説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。
- 窪之内委員外議員 保育所の関係だが、入所率がどの程度になったのか。また乳児増という話もされており、それによる人件費増についても出ている。実際に雇ったのは正職なのか、それともパートなどの時間で雇ったのか、その辺の内訳などを説明願う。
- 佐々木課長 入所数だが、全体としての当初見込みで5,459人だったのが、5,530人となり、71人ふえた。1カ月6人くらいなので割り返すとそれほどふえてはいない。特に花月保育所は177人で1カ月15人、一の坂保育所が28人で1カ月2.3人くらいふえている。事業団でやっている花月と一の坂の施設が伸びている。賃金

	の関係だが、代替保育士賃金というのは、公立の場合の臨時職員賃金に対する手当である。この要因としては、特に乳児がふえたり、障がい児も少しふえたことによる。
窪之内委員外議員 佐々木課長	定員に対して入所率が超えているということではないのか。 2月1日現在で、入所率は104.6%である。当初90%くらいだったのが伸びている状況にある。
委員長	他に質疑はあるか。(なし) (10)について報告済みとする。(11)について説明願う。
佐々木参事 佐々木課長 山崎課長 委員長 渡辺	(11)条例改正について (別紙資料に基づき説明する。) (別紙資料に基づき説明する。) (別紙資料に基づき説明する。) 説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。 学童保育では保育士の方々が専任だったと思う。児童クラブも専任厚生員を配置しなければいけないのであれば、今まで保育士の資格を持っていない方が運営に当たっていたので、そういう方々を排除するようなことになるのではないか。保育士の資格を持たなければならないといった指導のようなものはどうするのか。
佐々木課長	学童保育の名称が放課後児童クラブとなっただけである。基本的には保育士の免許を持っていたり、幼稚園の先生だったりと、そういう経験を生かされているが、特に有資格者と限定しているわけではない。基本的には資格を持っている方が望ましいが、経験のある方に少しでもいい学童保育を行っていただき、指導いただきたいと思っている。皆さんには一生懸命頑張っていただいているので、そういう方を採用していくといった内容である。
委員長 窪之内委員外議員	他に質疑はあるか。 ① 保育料の資料については、前年との比較の資料だけである。改正前の比較等も出しておかないと、余り上がらないという見方をされることもあるので、その辺について要望しておきたい。放課後児童クラブの専用スペースの設置についてだが、児童館の利用者との関係で伺う。体育館のようなところは共用だが、そのための部屋を1部屋きちんと設けることになるのか。 ② 通年になることにより、今までと変わる部分があると思う。例えば通年でない場合、午後だけ来ても、お弁当を持って来る、持って来ないなどの違いもあったようである。また通年になることにより利用する側にとってどういうメリットがあるのか。金額3,000円は現在と比べてどうなのかを伺う。
佐々木課長	① 現在は専用スペースを設けていないが、児童館施設として地域管理の方から借りてやっている。児童室の一角にカーペットを敷いたり、囲いなどをして休めるような空間をつくっているようなところもある。そういうやりくりは全体の施設の中で考えていきたいと思っている。 ② 通年になった場合の変化についてだが、基本的に学童保育は生活の場、安心して過ごせる場であり、そこで宿題をしたり、休んだりする。平常はそんなに授業をしないが、長期休みにはカリキュラムをつくり、学習的なことをやったり、外で遊ぶプログラムをつくったり、食育の料理教室をやったりする。これからもそういうことを考えていきたいと思う。料金についてだが、昼からは児童館の子供たちと一緒になので、通年の学童保育ではない。夏休み、冬休み、春休みの長期休みは1回4,500円くらいだが、それ掛ける3で1万3,500円。

臨時休養が700円。最大の方でも年間2万円ちょっとである。それが今度は月3,000円なので年間3万6,000円になる予定である。1万数千円上がるが、通常型の生活の場の位置づけをしっかりやるので理解いただきたい。料金設定については全部ではないが、役員とも相談をさせていただいた。こういうよさがあるということをしっかりと理解してもらえるようにこれからも働きかけていきたい。他市の事例で言うと、例えばタクシー送迎で1万円のところがあったり、また専用スペースを設けたり、厚生員を専任にしたりと3,000円から4,000円くらいのところが多い状況である。

窪之内委員外議員 ① 専任厚生員というのは複数の配置なのか。1人当たり3,000円だが、複数の子を預ける場合の減額措置などはないのか。おやつの時間はどうするのか。いろいろな要望があると思うので、その辺は詰めてやっていただきたい。

② 水道減免について伺う。対象者は同じだが、水道料金の幾らくらいまでを軽減の対象とするのか、料金的なことについて伺いたい。

② 滝川市においては従前と比較すると水道の基本料金が下がっている。したがって、この軽減についても引き下げ相当分の割合で計算し直すことを考えている。

① 基本は3,000円と定めているが、兄弟については、全体の事業費を含め親の会とも一緒に協議を進めていきたいと考えている。厚生員は1人だが、中地区や花月地区の人数の多いところは補助員ということで臨時の方も予定をしている。

他に質疑はあるか。(なし)

(11)について報告済みとする。(12)について説明願う。

(12) 滝川市障がい者計画について

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わった。質疑はあるか。(なし)

(12)について報告済みとする。(13)、(14)について説明願う。

(13) 敬老特別乗車証の見直しについて

(別紙資料に基づき説明する。)

(14) 滝川市社会福祉事業団について

(別紙資料に基づき説明する。)

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わった。質疑はあるか。

① 事業団だが、以前にスケジュールについて伺ったことがあった。そのときに出された資料ではかなりおくれているとのことだった。今回はスケジュールすら出されていない状況であり、一体いつになったら資産譲渡も含め先が見えてくるのか。現時点では全く白紙なのか。

② 敬老特別乗車証について伺う。今回出されたものは、一応案として出されたものと理解してよいのか。

③ 販売綴りA、販売綴りBと分かれているが、これを見る限りBは自己負担率40%であり、前回よりも遠距離の方の負担は解消されたと思う。180円区間と遠距離用について区別して買うことができるのか。例えば、180円区間の方が遠距離用を買うほうがメリットがあると思う。そうした部分の整理などはしているのか。

③ 敬老バスについてだが、A、Bの販売は自由に組み合わせをつくりたいと思う。指摘のとおりBのほうが割引率がよく、180円区間を200円で払ったほ

うが逆に安くなるといった問題もあるが、二百何十円といった区間の方もいるので利用者の方の便がいい案として示している。この回数券の組み合わせについては自由なので、テクニック的な問題としてさらに精査をしていきたいと考えている。

② きょう示したものについては、確定ということでなく、きょういただいた意見をもとに、今のような回数券の組み合わせ等を含めてさらに見直しをしていきたいと考えている。

居林部長

① 指摘のあったスケジュールについてだが、私どもも今回の委員会で示すことができればいいと思っていたが、詰めなくてはいけないことが多岐にわたっており、示せなかった。社会福祉事業団は多くの施設を抱えており、私どもはそれを施設譲渡するといった経験が全くない。前例として北海道が事業団に施設譲渡したことはあるが、そういう意味では詰めに時間がかかっており、明確なスケジュールについては示すことができなかった。ただ事業団としては昨年の7月に一般法人化をし、職員の方々も一般法人としての自覚を持って仕事をしており、この機運をないがしろすることにはならないと判断をしている。財政当局等も譲渡金額についてさらなる詰めをしなければならないと認識をしている。次回以降に少し明確なものが示せるのではないかと考えている。

委員長

他に質疑はあるか。

窪之内委員外議員

① 敬老乗車証についてだが、200円はB券だと負担が80円になる。180円の券を10枚だと負担が100円である。だれもA券を買う人がいない。このようなやり方では、B券を買って180円区間を乗ったらいいことになる。前のときにも逆転現象が起きると言ったが、これでも逆転現象が起きる。200円区間、240円区間もあると思うが、100円未満の負担で行けるので、180円券を買う人はいなくなる。もう一度見直しが必要である。来年度予算に反映をさせていない、意見を聞いてからとのことだったが、20年度予算には改正しないと受けとめていいのか。

② この案だと、現状の市の負担がどのくらい減るのか。試算されているのであれば伺いたい。

③ 社会福祉事業団についてだが、建てかえ、改修等については事業団みずからが行う方向で検討と載っている。市長がやると言っていた20床くらいの町なかの特別養護老人ホームは、消えたと考えていいのか。それとも別に市役所の方針として持っているのか。その点について伺う。

国嶋副主幹

① 回数券の組み合わせについては、先ほど酒井委員へ答弁したように、さらに再考していきたいと考えている。また時期についてはバス会社の要望もあり、平成20年度途中であったとしても実施できるものは実施していきたい。対象者の方が75歳以上の高齢の方なので、周知期間については十分に時間をかけて実施していきたいと思っている。

② 予算の試算だが、あくまでも乗降数については推定であるが、平成19年度予算をもとに、20年度から22年度の3カ年の高齢者の伸びを加味したところ、何とか年間約60万円ほどの経費の縮減は見込めると思っている。逆にこれ以上割引率を多くすると経費は増大していくことになる。

山崎課長

③ 町なかの特養について、今でもそれは検討している。ただ町なかの小規模多機能という施設形態についても、ニーズはどうなのか、どういう形がいいのか、管理の仕方もどういうものがいいのかなど、市としてまだ詰めが必要である。今のところ事業団の移管については、同規模のニーズについて対応す

るといった原点のみの考え方でやっている。特養については別途私どものほうで案をつくりたいと考えている。

委員長

本間委員外議員

他に質疑はあるか。

敬老特別乗車証について伺う。いろいろと苦労をされて考えているのが見える。目的が3つ書かれており、持続可能な制度への変更(経費縮減)とあるが、経費縮減60万円だと余り効果額として考えられない感じがする。また負担均等となると、いろいろな要素が考えられる。例えばバスの通っていないところはどうするのか、買い物をするとこどもなければ病院も非常に行き届いていないような遠いところはどうするのかといったことも当然出てくる。何が負担均等になり、何が応益になるのかの判断が非常に難しくなる。そう考えたときに、事業経費の明確化、③のバス会社の方針が焦点になると思われ、バス路線の継続が非常に大事なものになる。100円というバス制度を継続したほうがいいのではないかと相変わらず思ってしまう。明確化をしなければならないというが、バス会社はそういったことがどの程度必要だと思われているのか。そこがポイントとなると思うので説明願う。

国嶋副主幹

経費縮減についてだが、年間60万円、3年間で180万円しか現時点では見込めない。ただ現在の方式で3年間続けた場合はマイナスではなくプラスになる。その差し引きを考えれば、事業として必要であり、続けていく中で多少ではあるが縮減できる見込みがあるということは、担当として評価している。負担均等、応益負担については指摘いただいたとおりだと思っている。バスを利用できない方、停留所が近くにない方、もともとこのサービスを利用できない方はどうなのかということについては、12月議会で市長が答弁したように、高齢者施策のみではない問題も多々含んでいるので、総合的に研究、勉強をしたいと考えている。事業経費の明確化についてだが、バス会社の本社がある小樽市においても回数券方式への切りかえを進めているところである。また道内でバス方式を進めているのは札幌市、市鉄などである。地方では一部あるが、バス方式が徐々に見直されてきている。会社としても、昨年以来、市がこの切りかえについて約束をしたのに実施が未了だということで紛糾のネタにもなっていたが、私どもの事情と再見直しを進めているとの説明をして理解をいたいでいる。会社の方針という話は空知事業部からいただいているが、それがどの程度のものかというのは、折衝した中での情報しかない。

本間委員外議員

バス会社にとってこれがいいことなのか、全体的にやってみないとわからないといった部分もあると思う。正直、冬の寒い中ちぎって入れたり、わざわざそれを買いに行かなければならないというのは、制度的に大変いいものだという感じはしない。十分考えていただき、バス会社とも話をした上で決断を下すべきだと思う。検討の余地も残しながら考えていただきたい。答弁はいらない。

他に質疑はあるか。(なし)

(13)、(14)について報告済みとする。16時50分まで休憩する。

休憩 16:40

再開 16:49

委員長

再開する。(15)について説明願う。

(15)生活保護費不正受給にかかる経過について

(別紙資料に基づき説明する。)

厚生労働省の職員2名が2月14日に来滝され、現地調査を受けた。当日は厚生労働省社会援護局保護課課長補佐と指導監査室の監査官から事実関係の確認が

行われた。これは滝川市より提出をした資料等に基づくものだが、生活状況等の把握やケース記録への記載等が不十分な点などを指摘されたほか、こうした事項について具体的にどう改善をしていくかなど助言をいただく中で進められた。嘱託医である黒田院長にも面会をし、通院移送費についての考え方や通院移送費制度そのものについての話があった。厚生労働省には、より具体的で実効性のある再発防止策、改善策を提出することになっており、道の特別監査の改善措置とも関係してくることから、道への特別監査の回答について随行の道職員とも協議をし、2月末までに提出することにした。2月14日の夜に道から3月11日に会計検査院が生活保護費の医療扶助、特に通院移送費に関する検査を行う旨の電話連絡があった。20年度の道における会計検査については、洞爺湖サミットの関係で日程が19年度に前倒しされるとの情報を事前に得ていたが、当市については3月11日に調査官2名が入るということで、詐欺事件への調査協力と並行し、会計検査の準備についても滝川市福祉事務所として行うこととなった。これまで厚生労働省へ説明をしてきた今回の通院移送費の支出の適否の判断が、会計検査院が入ることで、厚生労働省より会計検査院の結果が優先され、適正な生活保護費の支出でないと会計検査院が判断した部分については、国庫負担金の返還もあり得ると予想している。なお再逮捕されたことから今後は起訴、刑事裁判になると思われるが、滝川市では生活保護法第78条により不正受給額の返還を求める考えである。この件については、損害賠償による民事裁判で争うことになると思う。既に顧問弁護士である丸山先生を訴訟代理人として、介護タクシー会社、つまり法人の資産の仮差し押さえの手続等を進めているが、今後もこういった法的手続に関しては、顧問弁護士と十分に相談をして進めていきたいと思う。本日は、前回答弁保留となっていた事項を担当より説明させる。また再逮捕の内容についても詳しく説明申し上げる。通院移送費に絡み扶助費についても詐欺ということで、生活保護費全体について説明をしなければならないと思う。捜査中であり、警察発表の数字も限定的で不確かな部分もあることから、福祉事務所としてもより慎重な対応をしなければならないと考えている。そうしたことから資料があったほうが理解いただけると思い、後ほど配付し説明することとするが、説明後は、その資料を回収させていただきたいと考えている。委員の皆さんとの特段の理解をいただきたいと思う。

越前主査

前回の委員会で保留となった部分について答弁する。片倉ひとみの医師C、E、Fに受診した回数だが、CとFは同じ科であり、58回。Eが45回である。片倉ひとみにかかる10月26日以前の1ヶ月の市内病院耳鼻科、精神科への通院頻度についてだが、耳鼻科については月4回、精神科については月2回である。片倉ひとみにかかる医師Jに通院した回数は38回であり、以前J氏の回数が一番多いと答えたが、そのときの中身としては、直近で1番多かったということで答えている。片倉勝彦、ひとみにかかる受診した医師の総人数だが、勝彦については8病院で19名、ひとみについては11病院で29名となっている。

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わった。質疑はあるか。

今回の質疑ではない。前回私が言った新聞報道の件の文書についてどのようになったのか。新聞報道で丸山弁護士がタクシ一代の支給をとめるように進言したという事実について伺う。

前回の委員会で、丸山弁護士はそういうことは言っていないという内容の答弁

橋 課 長
委 員 長
渡 辺

委 員 長

があつた。

渡 辺

そうではなく、要するに今まで福祉事務所が答弁したとおりであり、報道内容のほうが違うのでその旨を企画課を通して文書で行うということだった。その審議のほどが大変大事だと思うので伺う。

委 員 長

渡 辺

報道機関に抗議をすべきということについて、その後の対応ということか。その後企画課を通じてどのように対応したのかということを聞きたい。それを聞かないと進んでいかない。

委 員 長

誤った報道について、企画課から報道機関に対し抗議をしたのかどうか答弁願う。

居林部長

前回文書で抗議をしたほうがいいのではないかというような指摘があつた。私どもは企画課へ相談をしたが、その折、既にその新聞社へ申し入れをしたということだったので、あえてその後の文書での対応はしていない。

渡 辺

私の質疑を誤解されでは困る。私はむしろ新聞社の報道のように、タクシ一代の支給をとめるように顧問弁護士が進言したということのほうが弁護士にとっては大変有利な報道だと思うので確かめたかった。福祉事務所は支給をとめたら訴えられるといった答弁をしてきていたので、私はそれよりも支給をとめるように進言したという報道のほうが通常ではないかということの質疑をしたのである。新聞の内容が事実なのか確認したかったのであり、決して私は抗議しなさいとか、どちらがどうだということではない。

委 員 長

丸山弁護士が新聞記事に載ったようなことを言ったかどうかの確認ができればいいということか。

そうである。

渡 辺

それは前回報告済みであるので、それでよいか。

委 員 長

企画課を通じて文書で出しているというから、それでもってどのように動いたかということが問題である。動かないなら動かないでよい。私はこうしなさいと言っているわけではない。

渡 辺

質疑と答弁を整理する。休憩する。

休 憩 17：14

再 開 17：20

委 員 長

再開する。他に質疑はあるか。

酒 井

① 先ほど部長から国庫負担金の返還もあり得るとの説明があつた。この返還についてだが、命令を受ければ当然返還という流れになると思う。仮にこうした返還命令を受けた場合、いつまでに返還することになるのか。

② 民事裁判で法人の仮差し押さえなども行われるというような話もあつた。個人にも当然請求をすることになると思うが、それについては大体いつごろをめどに考えられているのか。現状では法人のみの対応ということだが、説明願う。

③ C、E、Fの説明があつた。ひとみについて以前に出された提出資料では300回余りの受診回数のうち270回程度が1カ所の医療機関にかかっているというような状況が示された。それを見ただけでも非常におかしな状況である。それでも検診命令もなく札幌で受診することはやむを得なかつた、とめることはできなかつたという答弁をするのか伺う。

④ 1日で仕上がつたひとみの要否意見書について伺う。前回これについて伺ったところ、1日で仕上るのはあり得るとの答弁だったが、どう考えても普通ではあり得ないことである。26日に主からストレッチャータクシーを使い

たいとの申し出があり、27日には給付要否意見書を持ってきたからといってそのまま受付をし、27日に使用を認めるということになっている。どう考えてもおかしなことである。嘱託医の意見書の欄には何の記載もなく、福祉事務所の整理欄にも何も記載がない。どういったことが所内で協議されたのかを再度示していただきたい。

⑤ 滝川市の病院に対して不信感があるという理由で、札幌での受診をしたいということだった。一般的に医師への不信感のみで病院を変えることが可能なのかどうか。こうしたことも不適切だったのではないかと思うが、これについて説明願う。

⑥ 市長や所長は、5月の監査委員の報告書についてどのように把握していたのか伺う。1ページものについては委員会に提示されたが、その報告書のページ数はどのくらいのものだったのか。資料にはどういったことが記載されていたのかを説明願いたい。

⑦ 副市長は監査委員の報告書を受け取ったということで説明されているが、市長や所長は監査委員の報告書を見たのか。また保管されているのかどうかも伺う。

橋 課 長

① 返還の問題についてだが、国から国庫負担金という補助金等をいただいている。生活保護法第79条により交付決定の内容やこれに付した条件に適合しないと認めた場合については、市に対して返還を求めるといった規定がある。この場合については、あくまでも国の決定処分ということであり、当然補助金等適正化法の是正措置に基づき滝川市は国に従って返還することになる。時期についてだが、道とも相談をしながらどのようなシミュレーションになっていくのかわからぬので、私のほうからは特に言えない。今週中にでも道へ行き、どういった返還の流れになるのか聞いてくる予定である。

② 不正な申請、不正な手段により保護を受けたということで、生活保護法第78条において、滝川市は相手に対し返還を求めることができる規定がある。その返還額についてはこれから裁判の状況を見ながら決めていくと思うので、現在幾ら返還を求めるかは決めていない。あくまでも詐欺事件は刑事裁判であり、今後返還を求めてはいくが、そのための不法行為、損害賠償については民事裁判である。本案訴訟ということを視野に入れ、今は本案訴訟の前の仮差し押さえということで法人の動産、債券について仮差し押さえを行った。今後については当然会社役員個人の不動産を含めた資産の仮差し押さえも行っていきたいという考え方である。

⑤ 病院の不信感については前回も申し上げた。あくまでも病気というのは本人と医師との信頼関係が大きく左右していると思う。本人がより高度な医療を求めたい、セカンドオピニオンといったことも当然踏まえなければだめだということで、本人が病院に行きなかなか治りきらないものについては、主治医の意見を聞きながら他の病院に転院するということもやっている。

居林部長

⑥⑦ 5月の監査委員からの指摘についてだが、副市長から書類を預かった。ページ数については定かに記憶していないが、皆さんに示しているとおり、監査としてはこういうふうに考えるといったものが1枚と資料的に整理をしたものが数枚ついていたと思う。請求書のコピー等も添付されていた。

越前主査

④ 10月27日の要否意見書についての質疑だが、以前も答弁しているとおり、その要否意見書が届いたときに所内協議を行った。主治医が給付要否意見書においてストレッチャータクシーが必要と判断しており、所としては拒む理由が

橋 課 長

ないという判断をして使用を認めた。ただ早急に医療機関に対して病状把握を行うということを確認して所内協議を終えている。

酒 井

③ 通院回数についてだが、当時主治医の意見書をいたいた中で、多少頻度が多いという気持ちはあったが、病状によりやむを得ないということで認めていた。今思えば確かに多かったと反省をしている。

① 返還命令について今週中にでも道へ行き聞いてくるということだが、大体のめどすら立たない状況なのか。

② 法人に対して動産や債権の仮差し押さえを行ったということだが、動産や債権を仮差し押さえができた額はどのくらいか示していただきたい。また個人についても同様に考えているとのことだが、いつごろまでにされるのか。裁判の状況を見てというのは当然のことだと思うが、補助金の返還とも絡む問題だと思うので、その辺も含めて説明願う。

③ 不信感についてだが、なかなか治りきらない場合は、他の病院へ転院することもあり得ることだった。それについては私から特段申し上げることではないが、なぜ札幌の病院に行かなければならなかつたのか。このことについては市民を含め大きな疑問である。滝川市立病院に不信感があったならば、砂川市立病院で十分だったはずであり、旭川医大などの選択もあったかもしれない。北大病院でなければならなかつたことについては、何ら説明がない。他の病院に行く場合もあり得るということだったが、札幌の病院に行くということについて答弁願う。

④ 主治医がストレッチャータクシーが必要ということだったので所内で協議をして認めることになったが、この主治医というのは耳鼻科医で、本来であればストレッチャータクシーは必要でないというべき医師だと思う。ひとみに関しては内科医の3名は不要と判断しており、耳鼻科と精神科の医師がストレッチャータクシーが必要だということだった。所内協議を十分に行うという点において1日で足りたのかが疑問である。本当に嘱託医も含めた中で詳細な所内協議が行われたのか。それとも全くそういったことはなく、このペーパー1枚で、医師が必要だと書いてあることだけをもとにして認めたのか。この辺について再度伺う。

居林部長

① 国庫負担金の返還についてだが、厚生労働省が来た折には具体的に適正かどうかといった話はしていない。先ほど課長も説明したとおり、適正化法でいつの時点ということも明確にされていない。ただ冒頭に申し上げたとおり、会計検査院が来る。通常だと6月くらいに検査を行い、9月、10月くらいに審議がされ、その後に国会報告となるのが通例だと聞いている。会計検査院の方が、どういうような判断をするのかが全く予想できない。そういったことからもこの辺について私どもはきちんと調べていきたいと考えている。

② 法人の関係の仮差し押さえは既に提出している。個人についてだが、裁判の前に起訴があり、どういったタイミングで額的なものがわかるのかが非常に微妙なところである。弁護士の先生はそういったことについてたけているので、決して後手に回らないように十分に相談をして進めていきたいと思う。

橋 課 長

③ どうして札幌の病院なのかという件だが、生活保護法第28条に基づく検診命令というものがある。本来は検診命令をして地元などの病院に検診命令をかけるべきだったと反省をしている。しかしながら、当時は高度な医療を求めていきたいということであり、そういう強い訴えに認めざるを得なかつたというのが当時の事実である。今思えば、もっと早めに検診命令をかけて近い病院に

行かせるべきだったと反省をしている。

越前主査

④ 10月27日の要否意見書だけをもってタクシーを認めたのかという質疑だが、27日当時やむなくといった感じであり、給付要否意見書だけで所内協議を行い認めている。ただその後、11月に各受診科の病状把握を行い、そこで再確認という形をとっている。

酒 井

① 監査報告書についてだが、意見が1枚と資料が数枚出されていたということだった。これを受け取った時点でどのように対応されたのか。所長自身の言葉で示していただきたい。受け取っただけで全く対応をしなかったのかどうか伺う。

② 地元に近い病院に行かせるべきだったと答弁された。当然そうだと思うが、検証委員会による報告書ではこういった形では書かれていない。あくまでも検証委員会としての考え方だと思うが、やはり担当所管としては地元に近い病院に行かせるべきだったという思いなのか確認する。

③ 要否意見書だけで認めていることだが、驚きである。以前に出された資料で要否意見書を見せていただいたが、疾病の程度についても1行で書かれているものに過ぎない。中身についても詳しくは書かれていない。要否意見書の中には、どうしてストレッチャータクシーが必要なのかと詳しく書かれたものもあったと思うが、これに関しては全くそういうことがない。ただストレッチャータクシーが必要だということだけである。このようなものだけで認めている。11月から病状把握を行ってきたということだが、病状把握を行ったと言っても実際は書類上ではなかったのか。前回の委員会の中で、19年7月まで主治医と会った病状把握は行われていなかったということだった。今の説明ではすぐに病状把握を行っているごときの答弁である。実際は書類上でやっていたのではないかと思われ、検診命令をかけるべきだったと言っていたが、当然そうした検診命令が下されればとめる余地はあったと思う。検証委員会の報告書ではとめるすべは全くなかったと言われているが、検診命令を素早く出すことにより、とめることができたと思う。所管としてはこれについてどのように考えているのかを伺う。

居林部長

① 平成19年5月22日に監査委員のほうから今回の事件にかかる移送費に関して指摘があった。この委員会でも何度も申し上げているが、指摘事項の一つである個人口座の部分について、きちんと対応をするようにということだった。法人口座が当然あるのではないかということで会社に伺い、そういうことについて話を申し上げた。会社からはこれしかないという説明があつたがために、そのままという形になった。医師の診断についてだが、本当にストレッチャーが必要なのかといったことについても病状把握において、かなりしつこく聞かせている。医師としては必要だということであり、検証委員会の報告書にも詳細が書かれているが、そのようなことで支給を続けていたという事実がある。もう一つは、この時点で弁護士に相談をする、あるいは警察にも何か移送費をとめるためのきっかけになるようなことはないかを相談していたので、そういうことについて強化というか、措置について真剣に詰めていたところである。

②③ 検診命令に関してだが、酒井委員、渡辺委員から何度も指摘があつた。当時嘱託医と公立病院長が同一だということで、そこに頭がいかなかつたという事実がある。この点については何度も指摘を受けており、私どももそこの部分は非常に欠けていたと認識している。仮にされていれば、その時点で防げた

のかもしれない。ただ今回の事件に関して、このほかにも生活状況の把握やもっと徹底してやつていればよかったということが、少なからずあると思っている。私どもとしては、こういった事件を二度と起こさないために再発防止策を具体的に決めて生活保護の適正な執行に努力をしていくということを考えている。理解を賜りたい。

酒 井

① 検証報告書と所管との違いがあると思う。所管では、もしかしたらとめることができたかもしれないという答弁があった。委員、委員外議員の皆さんもとめられたかもしれないと思ったのが当然だと思う。しかし、検証報告書ではやむを得なかった。とめる手段はなかったと判断している。こうした違いについて所管としてはどのように考えているのか。

② 法人の動産や債権の仮差し押さえの概要について伺ったが、満足できるような金額かどうかということである。何億円か金額は確定していないが、そのうちの数百万円しかないというのであれば、全く意味のないものになってしまう。その法人のどういったものを差し押さえたのかを詳しく説明願いたい。また個人についてもどの程度差し押さえできると考えているのか伺う。

橋 課 長

② 今すべての裁判にかかる法定事務については、丸山弁護士に訴訟代理人ということでお願いをしている。逮捕と同時に法人の動産と債権について仮差し押さえを行った。動産とは車である。高規格のストレッチャータクシーが数台あり、それを押さえた。会社の保有する債権、つまり預貯金についても押さえている。第三債務者ということで法人の預金を預かっている各種銀行関係も当然申し立てを行っている。金額についてだが、まだ詳しい数字は弁護士から聞いていないが、話の中では二、三千万円だと聞いている。これから役員個人の不動産を押さえるが、それについては当然札幌市内である。早急に札幌法務局へ行き、役員の保有するであろう不動産の登記簿謄本を取り、差し押さえをしていこうという考え方である。しかしながら、登記簿謄本を取った時点でもし抵当がついていれば、当然差し押さえる対象にならない。どのくらいの評価が出るかわからないが、極力押さえるべきものは押さえていきたいというのが現在の考え方である。これはあくまでも、これから刑事裁判と並行して民事裁判を行っていく前段の仮差し押さえである。

居林部長

① 検証委員会から報告書をいただいたが、それほど私どもの考え方と違っているとは思っていない。検証委員会でも検診命令を含めて不十分さが指摘されている。裏を返せばこういったことがあったらとめられたのかもしれないということになる。結果として、私どももいろいろな点で不十分さがあったと思っている。何度も申し上げるが、決して次の段階で同じような事件を起こさないよう努力をしていくことが必要だと考えている。そういう対応に万全を期していきたいと思っている。

酒 井

① 検証委員会とそれほど違いはないということだったので再質疑する。中身を見ていただければわかると思う。確かに幾つか正すべきことは書かれているが、38ページには、移送費の支給をとめられる方法はなかったものと判断するとしっかり書かれている。所管としてはやむを得ないとは考えておらず、直すべき部分はあったと考えているとしっかり答えるべきだと思う。検証委員会は検証委員会の判断なので、それをここでおかしいと言うべきことではない。所管として、間違이があったとここで認めるべきだと思うが、そこを伺う。

② 仮差し押さえの内容についてだが、おおむね二、三千万円という話だった。ほかで抵当に入っている部分があれば差し押さえできない。しっかりとした部

分で二、三千万円と見ていいのか。預貯金の部分では現金なのでしっかりとしていると思う。例えば車などを全部差し押さえて、こちらがしっかりと回収できるような形になっていくのかどうか。仮に法人が倒産した場合に優先的に差し押さえできる部分なのか。一般的にはそうした債権の部分というのは、差し押さえの部分よりも労働債権などが優先されて実際にはほとんど残らないと言われている。法人が倒産、個人も破産したということであれば、全く取れない形になってしまことになりかねない。そうした部分の懸念は全くないのかどうか伺う。

居林部長

① 検証委員会の今のページに関してだが、なぜ長期にわたり移送費を支給し続けたのかというところで、最後のまとめとして書かれている。私どもも医師の診断や通院証明などのものがあり、支給をし続けていた。それが結果、こういうことになり、個々の検診命令や生活状況の把握において不十分さがあったと認識をしている。そういうものの徹底があれば、もしかしたら防げたかもしれないという認識をしている。検証委員会については、私からどうこう申し上げる立場ではないので理解いただきたい。

② 損害賠償の件だが、捜査の段階で不正と出てきたもの、裁判の段階で司法が判断をしたものについては、私どもはきちんと容疑者に請求をしていくというスタンスを明確に持っている。今の段階でそれが幾らあり、少なかつたらどうなるのか、どの程度の資産があるのかといったことは私どもも調査の限界があるので全くわからない。被害額も明らかになり、タイミングというものを弁護士と十分相談をしながらこうむった被害についてきちんと請求をしていく考えである。委員の皆様にも理解をいただきたいと思う。

他に質疑はあるか。

委員長

先ほどの説明の中で耳を疑った件がある。逮捕後に生活保護費を24万円出したということだが、間違いないのか。

堀 課長

勝彦容疑者とひとみ容疑者の2名が、保護停止になっている。世帯には子供が残っており、この方については保護をしなければならない。それが約24万円ほどだったということである。

堀 田

逮捕後に生活保護費を24万円出したのは、2名が逮捕されているので、残った子供たちに出しているということだと思うが、さらに生活保護費の支給を続けていかなければ先ほどの話と合わなくなる。その辺はどうなのか伺う。

橋 課長

逮捕されたのは、主の勝彦と妻のひとみである。その2名は世帯の中から世帯員減ということで保護費から外れている。残る子供については生活が困難なためその分だけを12月分として支給している。12月29日だったと思うが、妻の親が引き取るということで、全世帯の保護を廃止をしている。

堀 田

どうも納得がいかない。生活保護費が不正だということで逮捕されたが、その当時札幌に住んでおり、マンションを持ち、ベンツも持っている。なぜ生活保護を受けなければならないのか。当日も介護タクシー分を出しており、逮捕後も出している。その指示はだれがするのか。このような大きな問題になっている状態の中で、さらには子供のためにと支払っている。生活保護を受ける資格がない人にどんどん支払っている。介護タクシーの分についても一般市民からすれば当然考えられないことであり、部長初め答弁を聞いているが、淡々としている。私たちには責任がないと聞こえて仕方がない。もう少し危機感を持ってほしい。これだけの大きな額を詐欺されて、さらに子供たちのためというのは認識が甘いと思うが、いかがか。

橋 課 長

確かに一般常識から考えるとおかしいと思われるが、あくまでも生活保護法に基づき、その世帯のどのような者に対しても生活が困窮していれば出さざるを得ないということである。生存権や最低生活を維持する権利というのが憲法に載っている。我々はその法律に基づき保護を開始した。途中で詐欺行為を行ったということでその者に対して職権で保護を停止した。残った子供はどうやって生活をしていくのだろうかということになり、そのときは切る理由がなかった。ようやくたどりついたのが、妻の親が子供を引き取るということで12月末に保護廃止をしたということである。職権で保護を切るのは、第27条指示をして違反をしたり、不正を働いたとか、子を引き取る、自分で働いて保護をやめるというような場合以外は、なかなか職権では生活保護を切れないというのが現状である。

委 員 長
渡 辺

他に質疑はあるか。

① 生活保護費そのものが詐欺だったということは、今までと全く違う次元なので、このことについて市民にどのように説明されるのか。具体的に言えば、謝罪について質疑をしたいと思う。今まで市は介護タクシ一代の詐欺が対象で、しかも150万円から始まり、生活保護そのものの認定などには関係ないということだった。両方やっていかなければだめだということで私とは対立をしていたと思う。視野を狭くやってきたからいろいろと混沌としたのではないかと思う。警察だ、北海道だ、厚生労働省だとそちらの見解を頼りにしている間に、会計検査院が出てくることになった。生活保護費詐欺と認定されたきょう、市民にどのように説明されるのかはっきりと言ってほしい。

② 生活保護資格条件が、介護タクシーの代金を詐欺して、その収入ゆえに欠落したということである。きょうは最初から資格条件がなかったのではないか、問題があったのではないかということで、反省をされて意義があったと思う。橋課長からは検診命令や病状把握について反省があり、部長も生活状態の認定が甘かったということを言った。ただ当初18年3月の段階での生活状態でのチェック項目がどうもわからない。札幌で保護を受け、その前に滝川にいたときも保護を受けていた。だから紙切れですぐに認定したというような論が出てくる。そこでしっかりとチェックをやっていたかどうかをもう一度述べていただきたい。立ち入り検査や民生委員へ話がなかったということだったので、この辺のチェック項目がどうなのかを述べていただきたい。

③ 会計検査院についてだが、厚生労働省や北海道との話があやふやになっているので、結果的に国家の財政を監視する会計検査院が乗り出してきたのだと思う。市民は特別監査というような感覚で受けとめている。容疑者に対する返還命令や民事裁判というのはいいが、問題は厚生労働省や会計検査院の調査の結果、補助金返還の問題が出てきた場合である。片倉容疑者やタクシーハイ等への民事裁判ということを述べ、大きな問題から目をそらし、肝心なほうが薄まっていってはだめだと思う。市民はそこを問題にしている。もちろん容疑者は悪いので裁判をするのはいいが、補助金返還命令をどのように受けとめているのか。見解を述べていただきたいと思う。

居林部長

① 説明不足だったかもしれないが、今回の再逮捕の中身というのは、事実は事実として変わっていない。移送費に関して滝川市から札幌市へ行っていない部分があったというのは前と同じである。その部分においてある程度立件されたものが1つふえたということである。通院移送費が片倉夫婦へ還流をしていたという事実により、生活保護で収入申告すべきところをしていなかつたとい

うことで、新たな視点での詐欺容疑を検査当局で判断したものだと思っている。その犯罪の構成はよくわからないが、一つの事実においてここにも罪があるだろう、こういう見方もできるだろうと検査当局ではいろいろと考えた末にこのような再逮捕に至ったと考えている。

③ 厚生労働省や会計検査院についてだが、私どもでこの時期や判断をどうこうする問題ではない。そういう意味ではきちんと対応していくということを申し上げるしかない。今回会計検査院が乗り出すことになったことと負担金の返還ということについては対応しなければならないし、またこういった詐欺事件を起こされた側として、生活保護法に基づき請求するものは容疑者へきちんと請求をしていくといったことも並行して進めなければならない。そういう事情についてもぜひ理解を賜りたいと思う。

越前主査

③ 部長の答弁に補足させていただく。渡辺委員は、今回の会計検査が特別な検査だと認識をされているようだが、通常の会計検査である。ただ今回この事件があつたので滝川市が選ばれたのかもしれないということである。滝川市のためだけに行われる検査ではなく、一般的の会計検査である。

② 3月申請時点で紙1枚で簡単に認めたという件だが、以前に生活保護を受給していたから、こちらに来る前に生活保護を受給していたからといって簡単に生活保護を認めているわけではない。通常の新規申請と同じ手続を踏んで生活保護の開始となっている。また片倉世帯については、通常の新規申請以上に警察の確認なども行っている。

渡 辺

通常の会計検査ということで押さえておくが、私は特別な会計検査だと思っている。最初から生活保護には問題があつたのではないかと思っている。生活状態が生活保護に該当するという所管だが、私はチェックが甘かったのではないかと思っている。これについてはきょう解説できないので答弁はいらない。

他に質疑はあるか。

委員長
堀

① 今回の詐欺事件は巧妙な詐欺事件である。本来市は被害者だが、長期にわたったことに対して市民が憤りを感じているのが実態だと思う。昨年の道の監査のときに、滝川市としては指導を受けている。問題ないという指導のもとに継続をしたわけだが、その後配付された道の書類を見ると非常に滝川市に責任があるような指導内容だった。これについて滝川市の見解として明言しておいたほうがいいのではないか。

② 最終的に医師の判断にゆだねているので、高規格の介護タクシーが必要だと認めている医師に対し市民は不審を抱いている。脅されて許可したのではないかといった見方をしている方もかなりいる。これについては警察がいろいろとやっているのかもしれない。市としては聞くことしかできない状況であるということも十分わかっているが、今後の推移によっては医師の判断に対する訴えなどを何か考えているのか伺う。

居林部長

① 道の特別監査についてだが、今回このような事件に至ったがためにあのような特別監査の結果で指摘せざるを得なかつたのだと思う。よくわからないが、厚生労働省は今回滝川市に来た次の日に道へ行き、かなり道監査について指摘をしているような報道もされている。私どもも道と一緒に厚生労働省へ行った折にも、監査のあり方について厚生労働省からいろいろと話があつた。これから道監査については細かな点で変わってくると思う。昨年1月の道監査において、支給については法的に問題がないと言わされた点については、厚生労働省にきちんと調書でも口頭でも言つてある。もちろんそれだけではないが、こうし

た指導があったゆえにそれが大きな要素として支給を続けることとなつたと主張してきたし、これからも言うべきことは言っていくつもりである。

② 医師については、検証委員会でも実際に会うことができなかつたと聞いている。また警察のほうでどういった判断がされるのかはわからないが、病院へ話をしてもまた検証委員会と同じような結果になるのではないかと思っている。通院の実績について確認をしたいということで照会をかけているが、明確な返事がないのが実態である。今後検査当局の検査の推移に期待をしたいと考えている。

委員長
本間委員外議員

他に質疑はあるか。

報道メモの事案概要2番目の3,925万円を詐取したというところだが、25万円平均だとしたら157回の通院である。多分2往復した分の中抜きだと考えられる。警察からの報道メモについて市では分析を進めていると思う。3,925万円の内容、またこの数字の理解の仕方を含め、どのように分析しているのか伺う。今の質疑の事案2についてだが、中身については検査上の関係もあるので、教えてはいただけない。ただ通院証明とレセプトはどちらでも突合している。通院していないというよりも、この文章を読む限り、滝川市から札幌市に通うと25万円。それが例えば岩見沢市や江別市から通っていれば25万円ではないだろうという計算のようである。単純に25万円掛ける何回などの見方では難しい話になるので、この中身については市として正直分析のしようがない。警察のほうで、ある程度確定してつかんでいる部分であるとしか説明できない。

越前主査

分析ができないということはわかつた。別な場所から通っているという形跡は感じられなかつたのか。

今は報道や委員会の中からもいろいろな情報が入ってきてている。その当時もし他市町村から通っていることがわかつていれば、当然指導をする。そのときは滝川市から通っているという認識でいた。

本間委員外議員

厚生労働省の監査が入り、3月に会計検査院が入る。通常の会計検査ということではあるが、どうして会計検査が入るようになったのか。会計検査のほうが厚生労働省より上位だと思う。そこら辺の認識なども含めて聞かせていただきたい。

越前主査

通常会計検査というのは6月に行われる。今回あたかもこの件にぶつけたような感じにはなつてゐるが、サミットの関係でこのような時期になつた。そこだけは理解願いたい。

居林部長

省庁間での上位ということではなくて、会計検査院は検査権がきちんとあり、補助金などが適正に執行されているのかどうかを検査するものである。今回会計検査で指摘をされれば、返還もあり得ることだと思っている。ただ厚生労働省で別に判断を出すのかは非常に微妙である。私どもとしては会計検査で判断されれば、当然厚生労働省にも話が行くだろうし、国同士で何らかの話し合いがされるものだと思っている。冒頭でも申し上げたとおり、会計検査の判断が優先されると思うので、その対応をきちんとしていくことが重要なことだと思っている。

委員長
窪之内委員外議員

他に質疑はあるか。

① 会計検査というのはどの部分の検査なのか。
② 新たな詐欺容疑で逮捕され、今回も新しい資料が提出された。結局部内の検証結果は半端な形で終わつたものだと思われる。検証報告書は第一段階だという話もあったが、新たに生活保護費詐欺ということになるとその部分について

てもまた検証をしていかなければならないと思う。内部検証に基づく第三者委員会が行われているが、そこに今回の新しい詐欺容疑との関係がどういった形で情報提供され、それも含めて検証されることになっているのかわかれれば答弁願いたい。

③ 子供への12月分生活保護費の支給の件について伺う。払ったということだが、法的には大丈夫だから払ったという市民感覚の常識と離れていることがまた起こってしまっている。だれしもが生活保護を含めて、もしかしたら違法ではないかと疑いを持っているような時期なので、訴えられたとしても支給をストップするという判断が部内で検討されるべきだったと思う。このことについてどのように考えているのか伺う。

④ 警察の報道メモから見ると18年11月1日までの間は詐欺容疑になっていない。これからまたその期間についても警察が調査をして、詐欺である可能性が含まれているというふうにとらえていいのか。その辺の福祉事務所の認識について伺う。

越前主査

答弁にはならないかも知れないが、説明させていただく。事案1について生活保護の要件がないという報道がされていると思う。これは生活保護の要件がないという詐欺ではなくて、生活保護法で言えば、収入があるのに収入申告をしていないという不正受給のことで、法第78条の返還をかける部分である。いいお金であろうが、悪いお金であろうが、収入認定というものができる。その収入のもとになっているものが、生活保護費をだまし取ったであろう部分である。当然そういった収入は申告がされるわけがない。そこでもし申告されていれば、いいか悪いか別にして第78条の返還となる。ここに収入があったからといって、ここの世帯が生活保護ではないという話は警察も一言も言っていない。生活保護は受給しているが、そこに申請すべき収入があったにもかかわらず、申告をしていなかつた。その申告収入というものが通常では考えられない悪質なもの、金額的に大きいものということで、生活保護法ではさばききれないという観点で詐欺という言い方をしている。

居林部長

① 今回3月11日の会計検査については、生活保護と児童関係との情報があった。道内のほかの町にも何人か検査に入られるということである。

② 検証委員会や第三者委員会の関係だが、今回の事実は何も変わらない。新たな視点で今回の事件を見直しをして、新たにここも詐欺だらうと捜査当局が判断をしたということである。これから検証委員会、第三者委員会がどうするのかといったことは、私のほうでは把握をしていない。

③ 12月に子供の分の支給をしたという経過だが、11月19日に逮捕され、当然その時点で夫と妻について停止をした。制度そのものとしては支給をしなければならないと判断をするところである。子供の生活ということを考え、子供に罪はないだろうという判断もあり、12月の支出について決定をした。これらについては12月に支給そのものの廃止という手続になったが、子供のことを考えそういった支給をせざるを得なかつたということで理解願いたい。

④ 11月1日以前の捜査についてだが、私どもも捜査がどのように進展しているのか把握できないので、福祉事務所の見解は申し上げることはできない。

窪之内委員外議員

① 事実は変わっていないが、今回新しい資料が提出された。金額的なことで言えば、今まで私たちには移送費のみしか提供されておらず、今回生活扶助費、教育扶助費、医療扶助費全部の金額が出てきた。そういうような資料については、第三者委員会に求められなくても今回の委員会のようにきちんと提供して

いくべきだと思うが、いかがか。

② 就労状況の把握がきちんと行われていない子供がいたという検証報告を考えたときに、全く働けないような義務教育の子供たちのことを考えるということはあり得たかもしれないが、働けるであろう状況の子供たちもいたということはこの時点ではわかっていたことだと思う。払うにしても待つとかいろいろな方法がとれたという気がする。それでもその子供のことを考えたり、やむを得なかつたということになるのかその辺を改めて伺いたい。

居林部長

① 第三者委員会は今月 12 日に第 2 回目が開かれた。再逮捕後だったので、私のはうから今回のような内容について話をした。今の件については、第三者委員会の事務局のほうにも申し上げ、相談をしていきたいと思っている。

② 制度というものが頭にあるのは事実である。ただその中にはきちんとした常識的な判断も必要である。この段階で実際に就労がされていないということもあり、子供もまだ小さいといった中で支給をせざるを得ないという判断をした。

橋 課 長

② この世帯に対する就労の件だが、私どもとしては稼働年齢層の方がいたので、口頭による就労指導はしていた。

窪之内委員外議員

結果的にこの子供たちは親が引き取った。引き取って面倒を見れる状況があつたということである。そういう可能性も探らないで法的に子供がいるからと支払うところに、この問題をずっと長引かせた根っここの部分で共通するところがあると思う。そのようなことも含めて今後内部でも検討していただきたい。答弁はいらない。

委 員 長

他に質疑はあるか。(なし)

(15)について報告済みとする。

2 第1回定例会以降の調査事項について

委 員 長

別紙を参照いただきたい。9番に後期高齢者医療事業についてという項目を追加し、1番から9番までを定例会以降の調査事項にするということでよいか確認する。(よし)

3 その他について

委 員 長

何かあるか。(なし)

4 次回委員会の日程について

委 員 長

次回委員会は正副委員長に一任願う。

以上で第11回厚生常任委員会を閉会する。

閉 会 18:51